

訪問看護の
重要事項説明書
および
契約内容（契約書）

医療法人 韮崎東ヶ丘病院

訪問看護ステーション

ひまわり

指定訪問看護の重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人 韮崎東ヶ丘病院
所在地	山梨県韮崎市穂坂町宮久保 1216
代表者名	理事長 浅尾 和彦
電話番号	電話：0551-22-0087

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション ひまわり
指定番号	1960990073
所在地	山梨県韮崎市穂坂町宮久保 1216 韮崎東ヶ丘病院内
電話番号	電話：0551-30-7665 ファックス：0551-30-7636

3. 事業の目的と運営方針

[事業の目的]

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

[運営の方針]

- (1) 訪問看護ステーション ひまわり（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するとともに、在宅療養が継続できるように支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図る。
- (3) 本事業所は、必要となしに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制

看護職員：保健師・看護師または准看護師。常勤換算 2.5 名以上とする（内、管理者常勤 1 名）

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：適当数 ＊必要に応じて雇用する

事務員：適当数 ＊必要に応じて雇用する

職種	従事するサービスの内容等
管理者	・管理者として業務管理を一元的に行う。 ・併せて看護師としての業務も兼務する。
看護師	・主治医から訪問看護指示書を受けた後、訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）訪問看護を担当する。
准看護師	・看護師の指示を受け看護師の業務をサポートする。
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	・看護職員の代わりに、看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。
事務員	・事務業務又は事務職務の連絡等を行う。

5. 営業日及び営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日（国民の基本的に休日、12月29日～1月3日は除く） 午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分
----------	---

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

6. 営業地域：北杜市、韮崎市、甲斐市

7. 利用料

○利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用若しくは、医療保険で定める報酬に基づいたサービスにかかる額の支払いを利用者からうけるものとする。

○利用者は、当事業所料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料、及びサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとする。

○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

利用料は1ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月26日に利用者が指定する口座から毎月27日に振替えます。（27日が土・日・休日の場合は、その翌日）

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更又は中止することができる。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日15時までにご連絡をいただいた場合	不要
前日15時以降から、当日訪問までのご連絡。訪問までにご連絡のない場合	1提供あたり3000円を請求いたします

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

8. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

◆緊急時の連絡先◆

自宅電話番号_____

携帯電話番号_____

その他連絡先1（氏名）_____（続柄）_____
（電話番号）_____

その他連絡先2（氏名）_____（続柄）_____
（電話番号）_____

9. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- （2）訪問看護計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （3）従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- （4）虐待の発見・もしくは虐待が大きく疑われる場合、速やかに主治医及び介護支援専門医・その他保険・医療・福祉サービスの担当者に連絡をします。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者及びその家族に関する秘密を義務とします。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 苦情対応

(1) 事業者は、利用者またはその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

(2) 事業者は、利用者またはその家族が苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益・不公平な対応もいたしません。

苦情申し立て窓口

[介護・医療・精神共通]

訪問看護ステーション ひまわり	TEL : 0551-30-7665 fax : 0551-30-7636 担当者名 管理者 : 齊藤 啓貴 ご利用時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
医療法人 葦崎東ヶ丘病院	TEL : 0551-22-0087 fax : 0551-22-8474 ご利用時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
山梨県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	TEL : (代表) 055-223-2111 TEL : (直通) 055-223-9201

[介護・医療]

被保険者の各市町村介護保険課の窓口	北杜市 介護保険課 TEL : 0551-42-1111 甲斐市 長寿推進課 TEL : 055-278-1693 ご利用時間 午前 9 時～午後 5 時 (月～金曜日)	葦崎市 介護保険課 TEL : 0551-22-1111
-------------------	---	------------------------------

[精神]

被保険者の各市町村障害福祉課の窓口	北杜市 障害福祉課 TEL : 0551-42-1111 甲斐市 障害福祉課 TEL : 055-278-1691 ご利用時間 午前 9 時～午後 5 時 (月～金曜日)	葦崎市 障害福祉課 TEL : 0551-22-1111
-------------------	---	------------------------------

訪問看護ステーション ひまわり 個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーション ひまわり（事業者：医療法人 韮崎東ヶ丘病院 韮崎市穂坂町宮久保 12162）は、個人情報保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報の利用目的は、以下のとおりです。個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。
 - （１）訪問看護サービスの提供に伴う諸記録の作成、報告・連絡・相談、会計事務その他訪問サービスの提供に必要な事務
 - （２）主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所等からの利用者に対するサービス等に関する連携、及び照会に対する回答
 - （３）ご家族等介護者への心身の状況説明
 - （４）医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ② 前項の利用目的の達成に必要な範囲において、適正な方法により個人情報を取得します。
- ③ 個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な安全管理措置を講じます。万が一、漏えい、滅失又は毀損等の問題が発生した場合には、個人情報保護に関するガイドライン等に従い、速やかに対処します。

（主な安全管理措置の内容）

 - ・個人情報の適正な取扱いを確保するため、本方針を策定し、実施します。
 - ・個人情報の取扱状況について定期的に点検を実施します。
 - ・個人情報の取扱いに関する留意事項について、業務に従事する者に適宜必要な教育及び指導を行います。
 - ・従業者には、雇用契約時に退職後まで含めた守秘義務を課し、遵守を徹底させております。
 - ・個人情報が含まれた文書等は、鍵付きの書庫に保管するなどし、盗難又は紛失を防止するための措置を講じます。
 - ・利用の必要がなくなった個人情報については、適切な方法により速やかに廃棄又は消去します。
 - ・以上の他、法令、ガイドライン等で求められる必要な安全管理措置について適宜見直しを行います。
- ④ 取得した個人情報については、常に正確・最新の内容を保つよう努めます。
- ⑤ 個人情報を第三者に提供する場合には、法令に基づく場合を除き、予めご本人の同意を文書で得ます。
- ⑥ 開示等請求の手続

保有個人データの開示等に関する手続その他個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、ご意見・ご要望等については、以下の窓口にて承ります。

（お問い合わせ窓口）

相談窓口担当 医療法人 韮崎東ヶ丘病院

訪問看護ステーション ひまわり

管理者 齊藤 啓貴

電話番号：０５５１－３０－７６６５

受付時間：平日８時４５分～１７時１５分

ご利用者の個人情報の保護に関する同意書

私（利用者及び家族）の個人情報については、以下に記載するところにより必要最小限の範囲で利用することに同意するとともに、下記１（２）に記載された第三者へ同号記載の目的で提供することについて同意します。

記

１．個人情報の利用目的

- （１）訪問看護サービスの提供に伴う諸記録の作成、報告・連絡・相談、会計事務その他訪問サービスの提供に必要な事務
- （２）主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所等からの利用者に対するサービス等に関する連携、及び照会に対する回答
- （３）ご家族等介護者への心身の状況説明
- （４）医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

なお、以下の事項については、別途利用同意を取得する。

※学生等の実習・研修協力

※学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合）

２．個人情報の安全管理措置

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号 その後の改正を含む。）に従い、適切な安全管理措置を行うものとし、利用の必要がなくなった個人情報は、適切な方法により速やかに廃棄又は消去すること。

年 月 日

上記利用目的での提供及び利用、並びに第三者提供に同意します。

<利用者> 住所_____

氏名_____⑩

<代理人> 住所_____

氏名_____⑩（続柄）

署名代行理由：

訪問看護 契約書

様（以下、「利用者」とします）と訪問看護ステーションひまわり（以下、「事業者」とします）は、訪問看護の利用について次のとおり契約します（以下、「本契約」とします）。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法等関係法及び本契約のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを、契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 本契約の契約開始は 年 月 日 からとします。なお利用者から、契約終了の申し出がない場合や終了に妥当しない場合には、同じ条件で自動的に更新します。

2.利用者が、要介護度が変更になった場合や、保険証や受給者証等の有効期間について、事業者はその適用年月日を開始時および適時確認します。

（訪問看護の内容）

第3条 事業者は、利用者の希望を聞き主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。

2.事業者は、訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明します。

3.利用者は、訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」のとおり訪問看護サービスを利用します。

4.サービス内容や利用回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。

5.事業者は、利用者からの訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

（サービス提供の記録）

第4条 事業者は、訪問看護の実施ごとに、提供した訪問看護サービスの内容等を訪問看護サービス提供記録に記録します。訪問看護サービス提供記録の写しは、利用者の希望があればいつでも利用者に交付します。

2.事業者は、サービス実施記録簿を作成し、本契約の終了後2年間保存します。利用者は、事業者の営業時間内であればいつでも当該事業者の事業所内で当該利用者に関するサービス実施記録簿を閲覧し、希望がある場合には、その写しの交付を求めることができます。

（訪問看護の利用料）

第5条 事業者は利用開始にあたり法律に定められた利用料について説明をします。

2.利用者は、介護保険法等関連法に定める料金として、事業者に対し、別紙「訪問看護料金表」に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料、及び訪問看護を提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

3. 事業者は、利用料の内容に変更がある場合は、事前に利用者に説明し、その同意を得ます。

4. 事業者は、介護保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその利用料について利用者に説明し、その同意を得ます。

5.利用料の支払方法及びキャンセル料については、別紙「重要事項説明書」記載のとおりとします。

6.事業者は、利用者から利用料の支払いを受けた場合はその領収書を発行します

7.利用者は、利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対して文書で通知し、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第6条 利用者が、正当な理由なく利用料を3か月以上滞納した場合は、事業者は10日以内の期限を定め催促し、なお払わない時、利用者の健康・生命に支障がない限り全額の支払いがあるまで訪問看護サービスの全部または一部を停止することができます。

2.前項の訪問看護サービスの全部または一部を一時停止して2週間してもなお、支払いが無い場合、事業者はこの契約を解除することができます。

3.事業者は、前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員や利用者の住居地である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

(契約の終了)

第7条 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

2.事業者は、やむを得ない事情がある場合には、1ヶ月間の予告期間を定め、理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

3.利用者は、事業者が以下に定める事項のいずれかに該当する場合には、文書で通知することにより、ただちに本契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく訪問看護サービスを提供しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が利用者やその家族等に対して社会的に逸脱する行為を行った場合
- (4) 事業者が破産した場合

4.事業者は、利用者が以下に定める事項のいずれかに該当する場合には、文書で通知することにより、ただちに本契約を解約することができます。なお、第1号に該当することを理由に本契約を解約した場合には、事業者は、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、事業者が相当な期限を定めて催告したにもかかわらず、当該期限内になお支払わない場合
- (2) 利用者が正当な理由なく、又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合
- (3) 利用者が社会的に逸脱する行為を行い、事業者が必要な指導を行ったにもかかわらず改善しないため、本契約の目的を達成することが期待できない状態に陥った場合

5.以下に定める事項のいずれかに該当する場合には、本契約は、自動的に終了します。

- (1) 利用者の死亡、介護保険施設等への入院・入所又は転出
- (2) 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合

(賠償責任)

第8条 事業者は、訪問看護の提供に伴い、事業者の責に帰すべき事由により、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、不可抗力による場合を除き、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることができます。

(秘密保持)

第9条 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に開示又は漏えいしません。

2.事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は、事前に本人から同意を得ます。

3.事業者及びその従業者は、退職後も在職中に知り得た利用者及びその家族に関する秘密を守ることを義務とします。

4.本条の義務は、本契約が終了した後も存続します。

(高齢者虐待防止)

第10条 本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 訪問看護計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。
- (4) 虐待の発見・もしくは虐待が大きく疑われる場合、速やかに主治医及び介護支援専門医・その他保険・医療・福祉サービスの担当者に連絡をします。

(苦情対応)

第11条 事業者は、利用者又はその家族からの苦情の申し出があった場合は、速やかに対応します。

- 2.事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立て機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も行いません。

(身分証携行義務)

第12条 事業者は訪問看護サービスに従事する従業者は、常に身分証を携行し、利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第13条 事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスの担当者との連携を密に行います。

- 2.事業者は、本契約の変更又は終了に際し、速やかに利用者担当の介護支援専門員等に連絡します。

(合意管轄)

第14条 本契約に関する一切の紛争については、事業者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(契約外条項)

第15条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行します。

- 2.本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

(社会情勢及び天災)

第16条

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

契約年月日 年 月 日

医療法人 葦崎東ヶ丘病院

訪問看護ステーション ひまわり

山梨県葦崎市穂坂町宮久保 1216

0 5 5 1 - 3 0 - 7 6 6 5

管理者 氏名 齊藤 啓貴

㊞

説明者

㊞

重要事項説明書、個人情報保護方針、料金表の内容に同意し、訪問看護契約書の内容を理解し契約します。

<利用者> 住所_____

氏名_____㊞

<代理人> 住所_____

氏名_____㊞（続柄 ）

署名代行理由：